

令和4・5・6年度花巻市小規模修繕契約希望者登録申請要領

1 目的

この制度は、令和4・5・6年度に花巻市が発注する小規模修繕において、少額で内容が軽易な修繕契約を希望する方を登録し、発注時に積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ろうとするものです。

2 小規模修繕の対象

内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易な修繕業務で、契約金額が50万円未満のものです。

3 申請基準

(1) 登録できる方

- ①花巻市に主たる事業所（本社・本店）を有する方
 - ・個人、法人を問いません。
 - ・建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等を問いません。

(2) 登録できない方

- ① 花巻市内に主たる事業所（本社・本店）を有しない方
他の市町村に主たる事業所（本社・本店）を置く方
- ② 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない方
- ③ 花巻市の市営建設工事請負資格者名簿又は指名競争入札参加資格者名簿（物品・リース）に登録又は申請をしている方
- ④ 希望する業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方
- ⑤ 暴力団等地方公共団体の契約発注の相手方として不適当と認められる方

4 登録名簿への登録

登録申請をした方は、申請書類に基づき申請内容を確認したうえで、花巻市小規模修繕契約希望登録者名簿に登録して庁内に周知します。このことにより、花巻市が発注する小規模修繕契約の際に業者選定の対象となりますが、業者選定や契約を約束するものではありません。

なお、申請を受理された方については、この制度による登録業者となりますので、改めて通知等はいりません。ただし、申請後又は登録後に花巻市の契約の相手方として不適当と認められたときは、登録を取消しのうえ通知します。

5 登録できる業種

修繕業種の分類表（別表）に定める業種のうち、複数登録が可能ですが、確実に履行できるものを選択してください。

6 登録の適用期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日

※ただし、令和4年3月14日以降に申請を受理された方については、受理された日から令和7年3月31日までとします。

7 提出方法等

(1) 提出方法

直接持参するか、郵送により提出願います。

(2) 提出期間

令和4年2月14日（月）から随時受付します。（閉庁日は除きます。）

令和4年4月1日からの登録を希望する場合は、令和4年3月11日（金）までに提出してください。（消印有効）

(3) 提出先

〒025-8601 花巻市花城町9番30号

花巻市役所 財務部契約管財課 契約検査係（本庁舎2階）

(4) 提出部数

1部

8 提出書類

No.	提出書類	提出対象		概要
		個人	法人	
1	花巻市小規模修繕契約希望者登録申請書 (様式第1号)	○	○	
2	登録申請する業種に関し許可、免許、登録等を有する場合は、許可証等の写し	△	△	
3	登記事項証明書（写し可）	—	○	発行後3ヶ月以内のもの。（法務局発行）
4	身分証明書（写し可）	○	—	発行後3ヶ月以内のもの。（本籍地の市町村発行）
5	暴力団に該当しないことの誓約書 (様式第2号、別紙1)	○	○	様式第2号と別紙1は両面印刷とする。

9 契約の方法

花巻市が小規模な修繕を発注するときは、原則として複数の業者の見積競争によって最も低い価格を示した業者と契約することになります。ただし、緊急性を要する場合等止むを得ない場合があるときはこの限りではありません。

なお、見積を依頼された際、都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡願います。

10 履行の原則

契約の履行は、花巻市財務規則、その他の関係法令に基づき誠実に履行してください。

なお、一括下請及び市が認めた場合以外の下請はできませんので、申請時の希望業種の記載は、自らが施工（履行）できる業種を記載してください。

11 登録内容の変更等

申請後に住所・代表者氏名等の重要な変更又は廃業等があったときは、速やかに花巻市小規模修繕契約希望者登録変更届（様式第3号）を提出してください。

12 その他

今回は、3年ごとの新規の名簿登録の申請となります。従前の登録の有効期間は令和4年3月31日までとなっており、これまで登録されていた方でも、今回新たな登録が必要となります。

13 登録申請に関する問い合わせ先

花巻市財務部 契約管財課 契約検査係

電話 0198-41-3519（ダイヤルイン）